

医療費適正化の取り組みについて

支部保険者機能強化予算額とは

都道府県単位保険料率が上昇するリスクを除いた予算であり、医療費適正化や保険者機能の推進等、各種取組に積極的に活用するもの。一定の準備金を確保し、その活用方法として保険者機能を発揮するための予算措置要望が各支部から相次いでいたため平成31年度より変更となった。

支部医療費適正化等予算 → 17,798,000円

(全体予算8億円を、全支部一律に定額部分600万円を設定した上で、残りを加入者数で按分し加算)

支部保健事業予算 → 89,795,000円

(全体予算40億円を40歳以上の加入者数で按分)

今後のスケジュール

時期	主な予定
11月5日	支部保険者機能強化予算案の本部への提出期限
11~12月	本部内確認
12月下旬	本部から整理結果を通知
1月中旬	各支部評議会で説明・審議後、本部へ最終案を提出
1月下旬	本部から予算額を通知

健康保険料率を0.01%引下げるために必要となる医療費の額

◎療養の給付に要する保険料率は、

医療給付費 ÷ 総報酬額 = 保険料率 の計算となる。

平成30年度の京都支部総報酬額(見込み)は、

2兆1,510億1,118万円 であるため、保険料率0.01%に相当する

医療費は、

2兆1,510億1,118万円 × 0.01% = **2億1,510万円** となる。

医療費適正化が京都支部の保険料率に与える影響

※29年度実績値の総報酬額から算出

健康保険料率を0.01%引下げるために必要となる医療費適正化額

・・・ **2億1,510万円**



京都支部加入者(88万人)1人当たり、**年間244円**の医療費(医療給付費)抑制により、保険料率0.01%の引き下げが可能。

★各事業の医療費適正化効果額と料率への影響

施策	医療費適正化額	料率換算
ジェネリック使用促進	使用割合0.1%上昇により年間約600万の効果 30年度目標73.4%(+1.3%)を達成すると年間約7,800万円の効果	(30年度目標達成により) ▲0.004%
保健指導	保健指導1人あたりの年間効果額:6,000円 29年度実施者数:2,900人 → 効果額1,740万円 30年度目標実施者数:5,900人 → 効果額3,540万円	(30年度目標達成により) ▲0.002%
レセプト点検	29年度診療内容査定効果額:1億2140万円	▲0.006%
債権回収	29年度回収額:3億円(支部保険料率に影響のあるもの)	▲0.015%

ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ◆ 国の目標数値（平成29年度中に70%、30年度～32年9月末までのなるべく早い時期に80%以上）を達成すべく、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
 - ジェネリック医薬品軽減額通知の実施
 - 年齢・性別、地域別、医療機関毎、薬局毎、薬効分類別にジェネリック医薬品の使用割合を分析
 - 本部のツールを活用し、医療機関及び薬局関係者へ働きかけを実施
 - ジェネリック医薬品に関する研修会、セミナーの実施

実施結果

- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知を約14.5万件送付（平成29年8月及び平成30年2月）
→ 平成29年8月送付分のジェネリック切替率は25.4%
- ◆ 市区町村別・二次医療圏別のジェネリック使用割合を京都府薬剤師会および京都府へ情報提供
また、ホームページに特設ページを作成し、希望シールや年齢階級別使用割合等について掲載
- ◆ 薬剤師会の協力を得て、薬局別の使用割合分析資料を薬剤数量上位300薬局へ送付
- ◆ 主に被扶養者（女性）を対象にジェネリック医薬品セミナーを開催（H29.11.9 参加167名）
- ◆ 直近の平成30年2月分ジェネリック使用割合は、72.1%（前年同月比+4.0%）

今後の取組

- ◆ 対前年度伸び幅は全国平均（+3.7%）を上回ったが、全国順位40位には大きな改善がなく、更なる使用促進策を講じる必要がある。
- ◆ 薬局への働きかけとして、薬局別分析資料送付対象の拡大、薬剤師向けセミナーの開催、薬剤師会主催研修会での協会事業の周知等を実施していく。
- ◆ 後発医薬品使用促進重点地域指定に係るモデル事業について、京都府と連携協力を行う。

4. ジェネリック医薬品使用促進の取り組み

ジェネリック医薬品軽減額通知サービス

一定の条件に該当する協会けんぽ加入者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果額等を通知するサービスを実施。

希望シール・小冊子・広報紙等による周知

- 広報誌にて事業所(約45,000社)に周知
- 事業所新規適用時に、加入者あて希望シールを交付
- イベント等で希望シール、小冊子(Q&A)を配布
- ジェネリック医薬品軽減額通知の際に、希望シール、小冊子(Q&A)を同封
- ホームページ上にジェネリックページを開設

保険調剤薬局入口への「推奨シール」掲出

- 施設基準(後発医薬品調剤体制加算)を満たす保険調剤薬局での掲出により、患者様が後発医薬品の相談しやすい環境づくりを進める
- 協会けんぽ京都支部と健康保険組合連合会京都連合会で作成
- 掲出依頼の対象薬局数は、約650薬局。

ジェネリック医薬品セミナーの開催

加入者がジェネリック医薬品の効能や安全性を理解し、安心してジェネリックへの切り替えができることを目的として、協会けんぽ主催セミナーを開催。(平成28年11月、平成29年3月、平成29年11月)

お問い合わせ番号: 0120-239-001
受付時間: 8:30~17:15
3~5割程度減額が期待できます
加入者の皆様へ
薬剤名 原薬名 減額率
合計

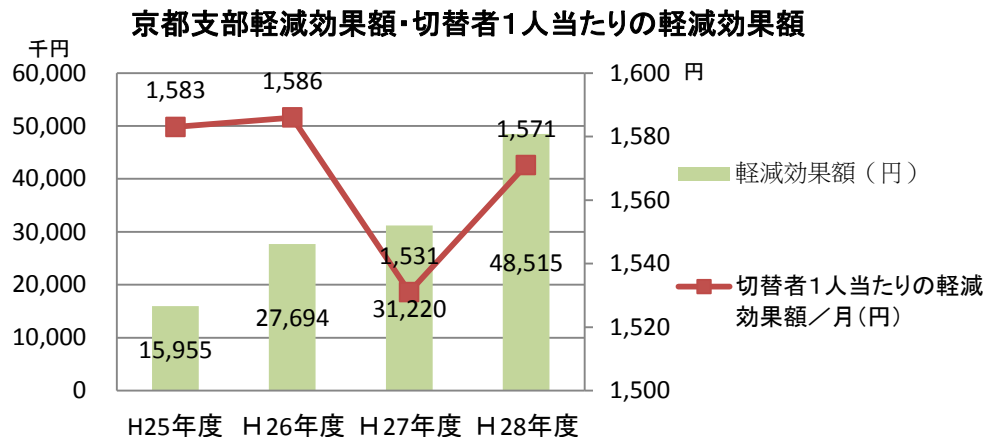
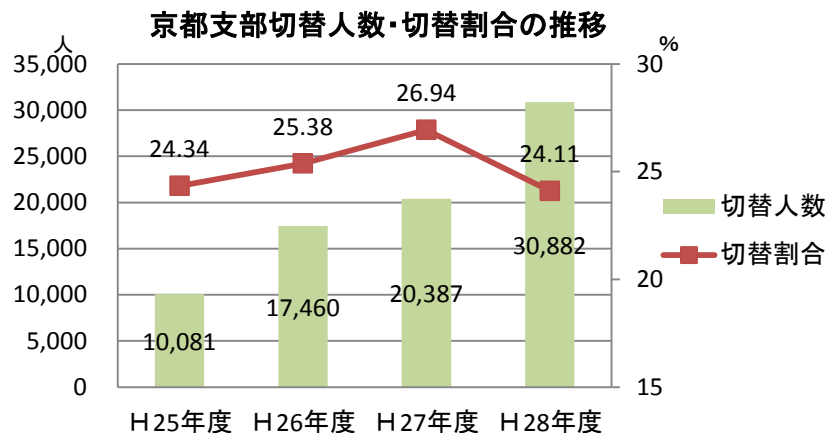
お問い合わせ番号:
ジェネリック医薬品をお使いいただくことあなたの窓口負担額を減らすことができます
お薬の軽減可能
合計

『ジェネリック医薬品』をご存じですか?
ジェネリック医薬品は、効果目や安全性が先発医薬品と同等であると国から認められた上で、発売されている安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

ジェネリック医薬品 generic drugs
Q&A
全国健康保険協会 協会けんぽ

ジェネリック医薬品 推奨しています
全国健康保険協会 京都支部 健康保険組合連合会 京都連合会

ジェネリック医薬品への切替割合、軽減額等の推移



	年度	通知人数	切替人数	切替割合	軽減効果額(円)	切替者1人当たりの軽減効果額/月(円)
京都	25	41,410	10,081	24.34%	15,954,926	1,583
	26	68,792	17,460	25.38%	27,694,485	1,586
	27	75,682	20,387	26.94%	31,219,517	1,531
	28	128,077	30,882	24.11%	48,515,172	1,571
全国	25	1,847,921	468,756	25.37%	698,862,351	1,491
	26	3,295,648	885,333	26.86%	1,314,343,852	1,485
	27	3,745,893	1,069,685	28.56%	1,570,079,892	1,468
	28	6,099,473	1,542,551	25.29%	2,249,792,838	1,458

特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業計画

- ◆ 健診の受診勧奨対策【目標:被保険者66.9% 被扶養者39.0%】
 - 事業所規模に応じた文書、電話等による受診勧奨及び事業者健診データの提供勧奨
 - 健診機関との連携による地域単位での受診勧奨
 - GISを活用した集団健診の実施
 - 被扶養者集団健診とがん検診、オプション健診の同時実施拡大
- ◆ 保健指導の受診勧奨対策【目標:被保険者10.3% 被扶養者5.0%】
 - GISを活用した集団特定保健指導の実施
 - 外部専門機関を活用した受診勧奨及び特定保健指導の拡大

実施結果

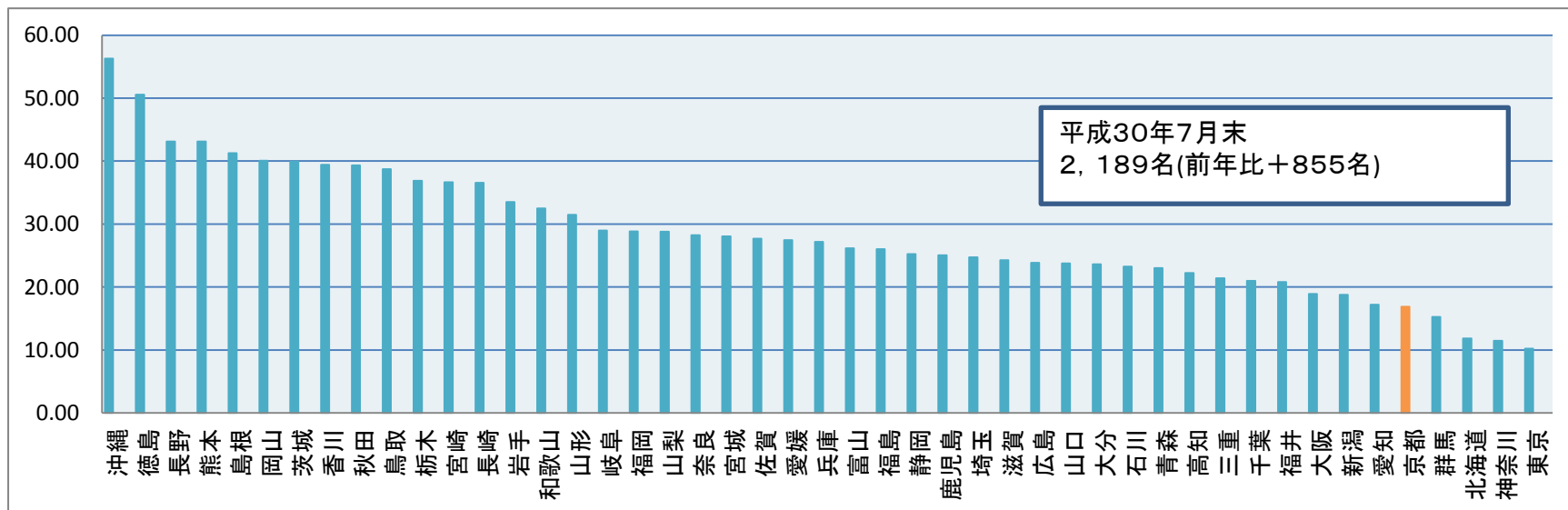
- ◆ 被保険者健診受診率: 60.2%(生活習慣病予防健診57.3%、事業者健診2.9%) 前年比+2.3%
被保険者個人、事業所への生活習慣病予防健診受診勧奨文書送付 約15,000件
京都労働局、京都府との連携による事業者健診データ提供勧奨(電話勧奨含む) 約650件
- ◆ 被扶養者健診受診率: 23.4% 前年比+2.7%
GISを活用した受診勧奨文書の送付 約140,000件
骨密度測定付特定健診、健康フェスティバルでの特定健診、がん検診との同時実施
- ◆ 被保険者保健指導実施率: 7.5% 前年比+2.3% 被扶養者保健指導実施率: 3.2% 前年比+0.3%
健診機関、外部専門機関を活用した保健指導 初回面談1,644名 前年比+372名
支部保健師の訪問による保健指導 初回面談 3,588名 前年比+492名

今後の取組

- ◆ 利便性の良い集団健診会場、興味を引くオプション健診、支部間インセンティブ制度周知等訴求力を高めた文書による受診勧奨
- ◆ 健診当日の特定保健指導拡大に向けて健診機関との連携
支部保健師、外部専門機関による京都府全域での訪問、呼出特定保健指導

特定保健指導実施率

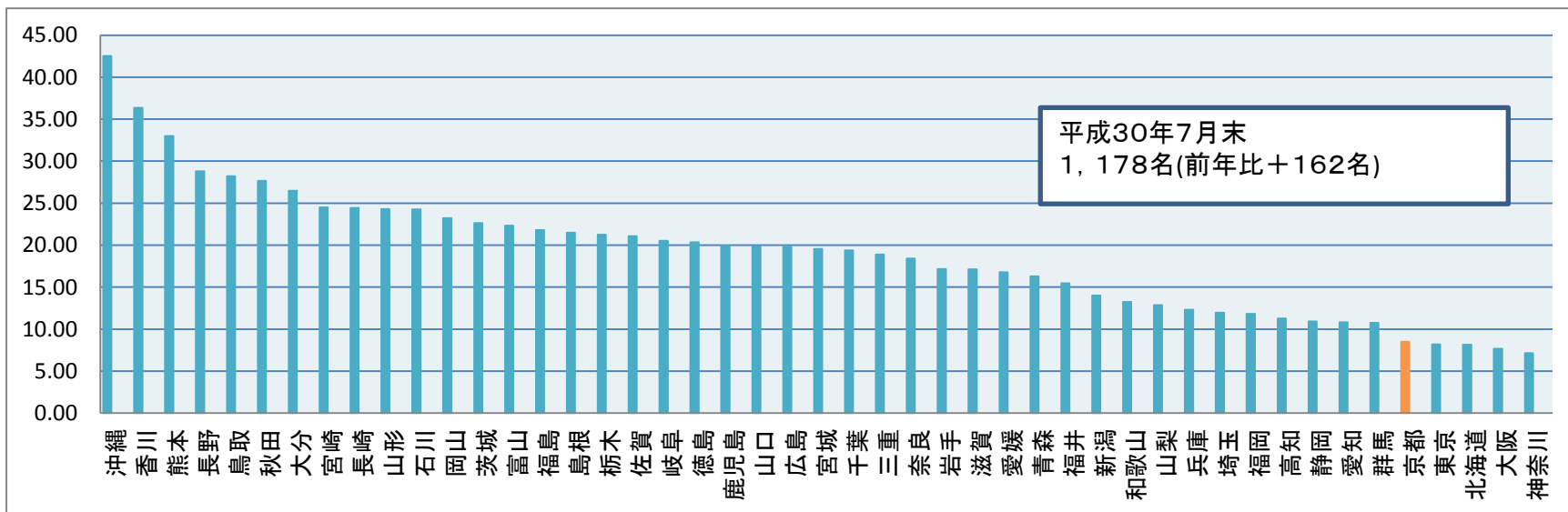
平成30年度特定保健指導初回面談実施率(被保険者)301015抽出



		27年度	28年度	29年度	30年度 目標	目標 達成まで
被 保 険 者	実施者数 (前年比)	3,144人 (▲965人)	4,368人 (+1,224人)	5,101人 (+733人)	9,234人	+4,133人
	実施率 (順位)	10.2% (45位)	12.8% (42位)	13.4% (40位)	23.7%	+10.3%

特定保健指導実施率

平成30年度特定保健指導実施率(被保険者)301015抽出



		27年度	28年度	29年度	30年度 目標	目標 達成まで
被保 険者	実施者数 (前年比)	1,835人 (▲31人)	1,775人 (▲60人)	2,834人 (+1,059人)	5,750人	+2,916人
	実施率 (順位)	6.0% (44位)	5.2% (45位)	7.5% (43位)	14.8%	+7.3%

効果的なレセプト点検の推進

事業計画

- ◆ レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施(内容点検)
 - レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施
 - 月次でレセプト点検員会議を開催し、点検効果検証、自動点検システムの整備、点検項目・点検方法を検討
 - 査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進
 - レセプト内容点検業務の一部外注化の実施
- ◆ 資格喪失後受診等によるレセプトの迅速な医療機関照会等の実施と返納措置の実施(資格点検)
- ◆ 負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化(外傷点検)

実施結果

- ◆ 近隣支部との合同勉強会の実施による査定事例情報の共有化、毎月16時間以上の支部内勉強会実施による点検員のスキルアップ。また、外注業者の点検結果を早期に検証し、旬を逃さず再審請求を実施。
診療内容査定金額 : 27年度 85,577,810 → 28年度 118,243,660 → 29年度 121,398,100 (円)
- ◆ 資格点検事務手順書に基づき、医療機関照会、返納措置の確実な実施
資格効果額 : 27年度 1,066,071,080 → 28年度 1,086,139,230 → 29年度 1,085,259,728 (円)
- ◆ 外傷点検事務手順書に基づき、負傷原因照会の実施、損保会社等との早期折衝の実施
外傷効果額 : 27年度 187,401,583 → 28年度 178,996,491 → 29年度 198,043,315 (円)

今後の取組

- ◆ (内容点検)自動点検等システムを活用した効率的、効果的な点検の実施
外注業者の点検結果の検証、他支部査定事例の検証
- ◆ (資格点検)(外傷点検)点検事務手順書に基づく処理の確実な実施

医療費適正化に向けたレセプト点検の推進

(1)資格点検業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 第1四半期
資格点検 効果額	1,285円	1,245円	1,250円	1,230円	320円

(2)外傷点検業務

事業目標：223円／加入者1人当たり

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 第1四半期
外傷点検 効果額	287円	219円	205円	225円	41円

- ・資格喪失後受診等による医療機関照会の実施、返納措置の実施
- ・負傷原因照会による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社への折衝の実施
- ・本部提示の審査事務手順書による事務処理の実施

(3)内容点検業務

事業目標：138円／加入者1人当たり

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 第1四半期
内容点検 実質査定効果額	93円	100円	135円	138円	35円

- ・内容点検査定効果額向上に向けた行動計画の進捗管理及び改善策の実施
- ・外注化の目的を意識した内容点検の実施
- ・点検員のスキルアップを図るため、外部講師を活用した支部研修の実施

積極的な債権管理回収業務の推進

事業計画

- ◆ 効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施
 - 初回催告から最終催告までの事務処理フローの確実な実施
 - 保険者間調整の積極的な活用
- ◆ 不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施【目標件数40件以上】
- ◆ 損害賠償金債権について、納付期限を経過したものは、速やかに損害保険会社等に折衝を図り、確実な回収に努める。また、個人求償案件については、加害者あて適正に求償を実施する。

実施結果

- ◆ 保険者間調整実施 : 28年度 18,440,851 → 29年度 31,095,655 (円)
法的手続き実施 : 28年度 44 → 29年度 64 (件)
- ◆ 30万円以上の高額債権については、戸別訪問や電話説明など丁寧な対応を実施し、早期回収に結びつけた。また、300万円以上の損害賠償金債権については、損保会社と早期に協議し、進捗管理を徹底し、確実な回収につなげた。
- ◆ 現年度回収率 : 28年度 76.64% → 29年度 91.29%
現年度返納金回収率 : 83.29% 現年度損害賠償金回収率 : 99.45%

今後の取組

- ◆ 29年度に引き続き、保険者間調整の積極的な活用、法的手続きの積極的な実施
30万円以上の債務者に対して、早期接触対応に努め回収につなげる。

債権回収業務の推進

(1) 債権回収率

事業目標: 現年度91.50% 全体71.72%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 第2四半期
現年度回収率	91.76%	88.71%	76.64%	91.29%	66.35%
全体回収率	72.80%	70.89%	64.22%	71.12%	42.64%

(2) 法的手続きの実施

事業目標: 年間60件以上

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 9月末
法的手続き 実施件数	37件	44件	64件	33件

- ・保険者間調整、法的手続きの積極的な活用
- ・本部提示の審査事務手順書による事務処理の実施